

年度末に向けた労働災害の防止について

労働災害防止のための基本的対策を再確認しましょう

いわき労働基準監督署管内における、毎年1月～3月の労働災害は、下記の4種類の事故の型の労働災害で、労働災害全体の**約7割**を占めています。

第14次労働災害防止計画2年度目の締めくりに当たり、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」による労働災害について、基本的対策の再確認をお願いします!!

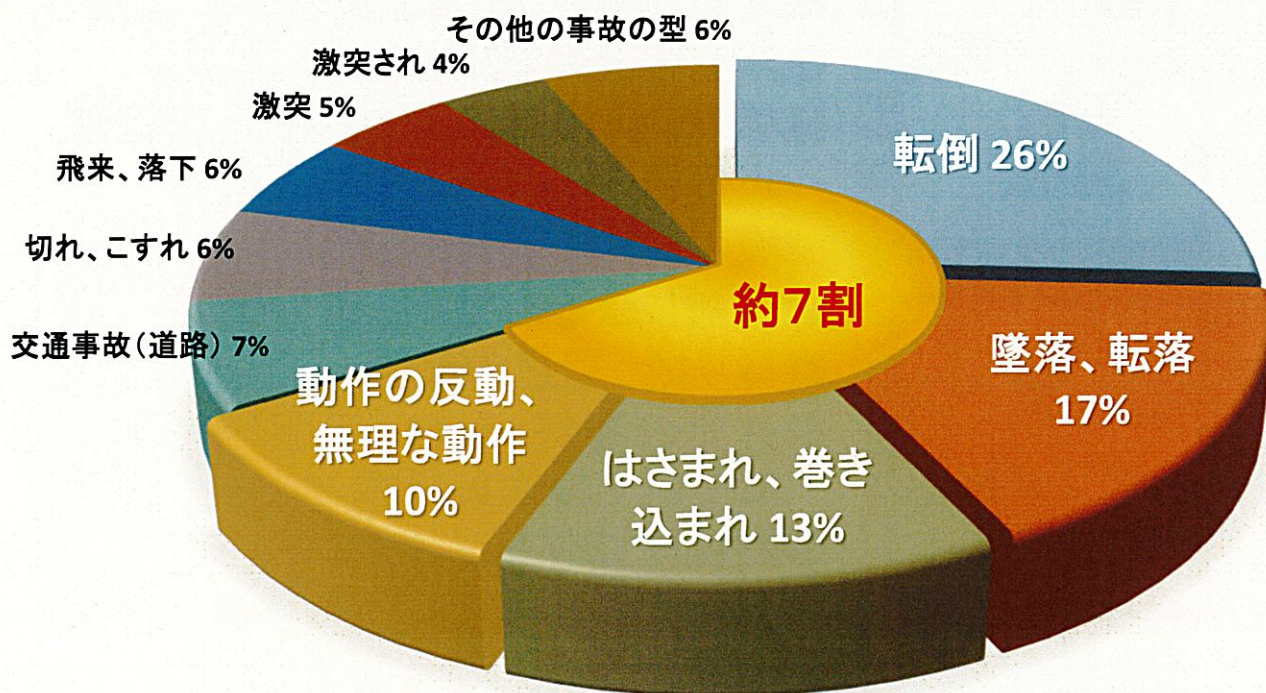
◆「転倒」

◆「墜落・転落」

◆「はさまれ・巻き込まれ」

◆「動作の反動・無理な動作」

毎年1月～3月の労働災害(平成20年～令和6年)



労働者死傷病報告(休業4日以上)による
(新型コロナウイルス感染症関係を除く)

事故の型別にみた労働災害防止のための基本的対策

「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「動作の反動・無理な動作」による労働災害を防止するため、従来から取り組んでいる、基本的な労働災害防止対策を再度確認し、その定着に努めましょう。

事故の型		基本的対策
転倒		<ul style="list-style-type: none"> ●安全な作業通路の確保 ●4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動の徹底 ●安全な歩き方・作業方法 ●作業に適した履物の着用
墜落・転落		<ul style="list-style-type: none"> ●足場などの安全な作業床を設置 ●手すりや柵の設置 ●はしご、踏み台、脚立の滑り止め ●昇降設備の設置 ●墜落制止用器具、ヘルメットの着用
巻き込まれ・はさまれ		<ul style="list-style-type: none"> ●危険性の低い機械への変更 ●囲い、覆い、安全装置 ●非常停止ボタン ●修理、点検時の運転停止と運転禁止の表示
無理な動作・動作の反動		<ul style="list-style-type: none"> ●機械による自動化、省力化 ●取り扱う重量の制限 ●作業の姿勢、動作、手順、時間などについての作業標準 ●腰痛予防体操

上記の基本的対策のほか、「安全・衛生教育」、「注意喚起(危険の見える化など)」も組み合わせて、労働災害防止のための対策を講じてください。